# 北九州空港発パスポート取得・海外旅行奨励金
# 実　施　要　領

平成３０年９月２７日
北九州空港利用促進連絡会

本要領は、北九州空港発パスポート取得・海外旅行奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条及び第１１条の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

## １　概要

（１）実施期間　　パスポートの新規取得又は更新日が平成３０年８月１日以降で、取得日から２ヶ月以内に北九州空港を出発し、復路便が平成３１年２月２８日北九州空港到着分まで
※ただし、予算の範囲を超えた場合は終了する。

（２）対象路線　　北九州－韓国定期便又は北九州－台湾定期便

（３）奨励金額

①日本国のパスポートの場合

ア　パスポート取得時の年齢が、１２歳以上：５，０００円／名

イ　パスポート取得時の年齢が、１２歳未満：３，０００円／名

②その他の国のパスポートの場合

パスポート取得費用の１／２（１００円未満切り捨て）

※ただし、奨励金額の上限は、パスポート取得時の年齢が１２歳以上の場合は５，０００円、１２歳未満の場合は：３，０００円とする。

※パスポート取得費用が日本円以外の通貨の場合は、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングのホームページに記載するパスポート取得日の為替レート（TTS と TTB の和を 2 で除した額）を適用する。

## ２　申込申請書等

（１）要綱第４条に規定する奨励金交付申込書は、様式第１号を使用する。

（２）要綱第６条に規定する奨励金交付申請書は、様式第２号を使用する。

## ３　その他

この要領に定めのない事項については、北九州空港利用促進連絡会が別に定める。